第1章 計画の策定について

本章では、計画策定に関する背景及び趣旨、計画の位置付けなどについてまとめています。

- 1 計画策定の背景及び趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の対象
- 4 計画期間
- 子ども・子育て支援新制度とは

1 計画策定の背景及び趣旨

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の理念を、よりわかりやすく札幌の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例(以下「権利条例」という。)」を制定し、平成 21 年4月に施行しました。

権利条例では、生まれた子どもが、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくために必要な基本的な考えを明らかにするとともに、条例に基づく「札幌市子どもの権利に関する推進計画(以下「推進計画」という。)」(平成23年度~平成26年度)を策定し具体的な取組を進めてきました。

一方、急速な少子化の進行を受けて、「次世代育成支援対策推進法」が平成 15 年に制定され、次代の 社会を担う子どもを育成し、または育成しようとする家庭に対する支援などの施策に関する平成 26 年 度までの行動計画の策定が、すべての市町村に義務付けられました。

これを受け、札幌市においても札幌市次世代育成支援対策推進行動計画「さっぽろ子ども未来プラン (以下「未来プラン」という。)」(前期計画:平成16年度~平成21年度、後期計画:平成22年度~平成26年度)を策定し、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取組を進めてきたところです。

しかしながら、依然として、児童虐待やいじめ・不登校など子どもの権利侵害が顕在化しており、さらに、札幌市の合計特殊出生率¹については、平成17年を下限に増加傾向に転じているものの、全国と比較しても今なお低い水準で推移しており、かつて経験したことのない少子高齢化社会とともに、経済の仕組みなどに直接的な影響を及ぼすことが予測されます。

また、国においては、子ども・子育てをめぐる様々な問題を解決するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を制定し、この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度から開始します。

さらに、これまでの 20 年以上の少子化対策によっても、依然として少子化の進行に十分に歯止めがかかっているとはいえないとの認識から、平成 26 年 6 月に「少子化危機突破のための緊急対策」を少子化社会対策会議で決定するとともに、当初平成 26 年度までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法についても平成 37 年 3 月まで延長するなど、少子化対策へさらなる取組を進めることとしています。

こうした状況の中、札幌市においても、少子化や家庭・地域を取り巻く環境の変化などを背景とする子ども・子育て支援をめぐる諸課題や国の動向に対応するため、「推進計画」の第2次計画と、子ども・子育て支援法で策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含する「新・さっぽろ子ども未来プラン」を新たに策定し、平成27年度以降に取り組むべき子どもの権利の保障や子ども・子育て支援の方向性と具体的方策を示すこととしました。

新計画では、権利条例の理念の実現のため、なによりも子どもが本来生まれながらに保障されるべき 権利を社会全体で実現することを最大の目的としつつ、妊娠・出産や育児に関する子育て家庭の不安や 負担の軽減を図るなど、子どもが豊かに育つ環境を総合的に整えることを目指します。

そして、これらの環境整備が、結果として市民の子どもを生み育てたいという意識を高めていくことにつながり、いまなお、将来の我が国の社会経済の根幹を揺るがしかねない深刻な課題である少子化に対し、重要な役割を果たすものと考えています。

 $^{^{1}}$ 【合計特殊出生率】 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、 1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数に相当。

2 計画の位置付け

本計画は、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第 46 条第1項に基づく「子どもの権利に関する推進計画」及び子ども・子育て支援法第 61 条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援 推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、児童福祉法第56条の4の2第1項に基づく 「市町村整備計画(保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画)」も本計画に含みます。

<札幌市の関連する計画との関係>

札幌市のまちづくり²に関する最上位の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」(平成 25 年度~平成 34 年度) では、基本理念として「札幌の未来をつなぐ子どもたちのために」を掲げ、札幌の明日をつくる子どもたちが、笑顔で生き生きと暮らすことができるまちづくりの推進を目指しています。本計画は、まちづくり戦略ビジョンを上位計画とする子ども施策分野の個別計画であり、この基本理念を実現するうえで重要な計画となります。

また、本計画は、その他の関連する各施策分野の個別計画の考え方や方向性などの整合性に配慮しています。

(主な関連計画)

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画、第3次男女共同参画さっぽろプラン、健康さっぽろ21(第2次)、 札幌市地域福祉社会計画、さっぽろ障がい者プラン、札幌市教育振興基本計画 など

3 計画の対象

本計画は、すべての子ども(おおむね18歳まで)とその子育て家庭(妊娠・出産期を含む。)はもちろんのこと、社会的自立が困難な若者(おおむね18歳~39歳まで)を対象とします。

また、市民、地域で活動する団体、企業、行政などすべての個人及び団体も対象としています。

4 計画期間

本計画の計画期間は、平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)までの5年間です。

^{2 【}まちづくり】ここでは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的活動の総体をいう。

■ 子ども・子育て支援新制度とは

子ども・子育て支援新制度とは、消費税率の引上げによる財源を活用して幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、子育て世帯の多様なニーズにこたえる体制を作るとともに、幼児教育・保育及び子育て支援の質と量の両方を充実させようとするもので、平成27年4月1日に制度が開始します。

制度の概要

子育て世帯のニーズの把握 「教育・保育」に関するニーズ 主に幼稚園等の利用ニーズ 主に保育所等の利用ニーズ 【1号認定】 【2号認定】 【3号認定】 •満3歳以上 · 満3歳以上 ・満3歳未満 ・保育利用なし ・保育利用あり ・保育利用あり 「地域子ども・子育て支援事業」に関するニーズ 一時預かり事業(保育所等における一時保育事業・幼稚園における預かり保育) 病児保育事業(病後児デイサービス事業、こども緊急サポートネットワーク等) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) など13事業 未就学児童8.7万人から1.5万人を抽出して調査 ニーズ調査の実施 子ども・子育て支援事業計画(本計画第5章を中心として策定)の策定 札幌市子ども・子育て会議による審議 計画に従って二一ズに見合うだけの施設・事業を整備 既存幼稚園等の認定こども園への移行 地域型保育事業の新設、既存認可外保育施設からの移行等 小規模保育事業 事業所内保育事業 家庭的保育事業 定員6人~19人で保育ママ 会社の事業所の保育施設な 保育ママ。定員5人以下でき に近い環境でできめ細やか どで従業員の子どもと地域の め細やかな保育 子どもを一緒に保育 施設・事業に対する金銭給付等の実施 認定こども園、幼稚園、保育所⇒市から事業者に対する「施設型給付」の支払 地域型保育事業⇒市から事業者に対する「地域型保育給付」の支払 地域子ども・子育て支援事業⇒市が事業者に対し予算の範囲で補助・委託等を実施 「教育・保育」と子育て支援の質・量の向上